

定 款

Tanaakk株式会社

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、Tanaakk株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 中小企業に対する営業・マーケティング・IT導入等各種コンサルティング業務
2. 経営支援のための人材紹介及び人材育成
3. 学習塾の経営
4. 学習塾の調査及びウェブサイトの運営
5. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都墨田区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式を譲渡によって取得するには、当社の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の発行する株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示等の請求)

第10条 当社の発行する株式について質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当会社に提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

第3章 株主総会

(株主総会の招集及び議長)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となるものとする。

3 代表取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、当該株主総会において、第16条に定める決議の方法により議長を選出する。

(株主総会の招集通知)

第15条 株主総会の招集通知は、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、会日の7日前までに、議決権を行使することができる株主に対して発するものとし、書面であることを要しない。

2 書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の2週間前までに書面で招集通知を発するものとする。

3 書面投票又は電子投票を認める場合を除き、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく株主総会を開催することができる。

(株主総会の決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(株主総会の議決権の代理行使)

第17条 当会社の株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2名以上の代理人を選任することはできないものとする。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会の開催日時、場所、出席した取締役、議事の経過の要領及びその結果、その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第19条 当会社は、取締役1名以上を置く。

(取締役の資格)

第20条 取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任及び解任)

第21条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役の報酬及び退職慰労金等)

第23条 取締役に対する報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

(代表取締役及び代表取締役社長)

第24条 当会社に置く取締役が2名以上の場合は、株主総会の決議により、1名以上の代表取締役を定め、その代表取締役のうち1名を代表取締役社長と定める。

2 当会社に置く取締役が1名の場合は、その取締役を代表取締役社長とする。

第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第27条 剰余金の配当が、その支払の提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式の数等)

第28条 当会社の設立時発行株式の数は20株とし、その払込金額は、1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第29条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金100万円とする。

2 当会社の成立後の資本金の額は、金100万円とする。

(最初の事業年度)

第30条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成26年6月30日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第31条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役及び設立時代表取締役 田中翔一郎

(発起人に関する事項)

第32条 発起人の住所、氏名、発起人が割当てを受ける設立時発行株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

埼玉県狭山市新狭山3丁目7番地の1ドヌール35・401

田中翔一郎

20株

金100万円

(法令の準拠)

第33条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、Tanaakk株式会社を設立するため、発起人の定款作成代理人である行政書士浦井和彦は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成25年6月11日

発起人 田中翔一郎

上記発起人の定款作成代理人

住所：兵庫県西宮市西平町10番5号シャンクレール101号

氏名：行政書士 浦井和彦